

# 社会福祉法人むつみ福祉会

## 平成28年度 事業計画

平成28年4月1日

平成28年3月22日理事会承認

## 【法人全体】

### I 事業推進理念

#### 1 設立理念の尊重

「愛知県重症心身障害児（者）を守る会」の基本理念『「最も弱い者を一人ももれなく守る」ことを念頭において、障がい者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障がい者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。』を尊重する。

#### 2 支援のスタンス

- (1) どんな重度障がい者にも自立がある。
- (2) どんな重度障がい者も成長し続ける。
- (3) 重度障がい者の地域生活支援のあり方を追求する。

### II 経営のスタンス

- 1 中長期の見通しを持つ。
- 2 健全財政保持をめざす。
- 3 地域理解をさらに進める。
- 4 職員の支援力向上をめざす。

### III 事業推進のスタンス

平成 28 年度は以下の 8 事業とする。

- 1 障害福祉サービス事業 むつみグリーンハウス(生活介護)
- 2 相談支援事業 中区障害者基幹相談支援センター
- 3 相談支援事業 障害者相談センター 一歩
- 4 障害福祉サービス事業 なごみ居宅サポートセンター
- 5 移動支援事業 なごみ移動サポートセンター
- 6 医療型障害児入所施設 名古屋市重症心身障害児者施設
- 7 障害福祉サービス事業 名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)
- 8 障害福祉サービス事業 名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)

### IV 各事業所の事業概要

#### 1 「むつみグリーンハウス」

今年度も、これまでの旧授産、旧デイサービスの取り組みを踏襲した生活介護事業所の「作業型」と「日中活動型」の 2 単位での運営をする。

昨年度は名古屋市重症心身障害児者施設(通称：ティンクルなごや。以下、ティンクルなごやと記す。)利用のため退所した仲間や亡くなられた仲間もいた。結果、

今年度は総合的な利用率は減少したままでスタートすることになる。

しかしティンクルなごやの開所による登録者数減少は想定範囲であったため、28年度新規利用者獲得に向けては2年以上前から営業活動を展開していた。結果、今年度は3名の新卒の仲間を迎えることができる。また昨年度は途中利用希望者も積極的に受け入れを検討・実施し、昨年度は3名の途中利用者を迎えることもできた。

今年度は、昨年度に引き続き利用者獲得のための営業活動を展開する。

一方で、仲間の家庭環境の変化や障害の重度化による既存の仲間の利用日数の減少も昨年度も多く見受けられ、今後も利用日数が減る仲間は増加傾向にあることも間違いはない。特別支援学校などへの積極的な営業活動の展開はもちろん、既存利用者への利用日数増加の働きかけや、送迎ルートの見直しや利用方法の工夫を凝らして柔軟な受け入れ体制を構築していきたい。

また上述のような現実や課題に対応するひとつのプロジェクトとして、保護者の高齢化や自宅での生活スタイルを変更せざるを得ない状況になった仲間が安心してむつみグリーンハウスに通えるように、平成30年～31年を目標に「グループホーム事業」の運営準備を始めていきたい。

また、医療的ケアを必要とする仲間、あるいは近年中に医療的ケアが必要になることが想定される仲間も年々増加傾向にある。よって、職員の知識・技術の向上を個人が意識することはもちろん、法人全体で職員のレベルアップを図りたい。

## 2 「なごみ居宅サポートセンター」「なごみ移動サポートセンター」

地域生活を望む障がい者へのサポートを行なう。仲間自身の障がいの重度化や高齢化などの理由でむつみに通うことが困難になったり、家族の送迎が困難になったりする仲間への支援ももちろんだが、地域で在宅生活を送る障がい者の家事・入浴支援を行なう。よって今年も登録ヘルパーの数を充実させるよう努力し、サービスを増やせるよう努める。また集団外出等の企画やイベントもさらに充実させ、サービスの質の向上も目指す。

## 3 「障害者相談センター一歩」

障がい者（児）が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう相談支援体制の充実を努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関との連携を図りながら障害福祉の推進に取り組む。補助金の減少や事業所の絶対数の不足など、運営については名古屋市全体での議論のひとつとなっているが現在のところ現状は変わらない。行政機関との調整も必要ではあるが、登録されている利用者の方に不安を与えないような運営を心掛ける。

4 中区障害者基幹相談支援センターは、名古屋市の委託を受け運営をしている。「地域生活支援のあり方を追求する」という、本会の理念のひとつを業務として具現化する部署である。

中区在住のすべての障がい者の地域生活を支えるための活動を中心に行なうとともに、障がい者の地域支援が一層進むように努める。

5 ティンクルなごやは、名古屋市初の「重症心身障害児者入所施設」として昨年度開設し、今年2年目を迎える。昨年1年の運営で課題にあげられたことを整理しつつ、ハード面・ソフト面ともに更なる充実を図る。

## V 理事会・評議員会のあり方

1 法人運営を公正かつ円滑にするため、定例的な評議員会・理事会（以下「理事会等」という。）を開催する。

評議員会においては、定款第一四条則りこの法人の業務に関する重要事項を審議する。理事会は、定款第九条、定款第一四条に則り、評議員会の意見を聴きこの法人の業務の決定を行う。

2 事業検討委員会（理事長、富田理事、松田理事、施設長、主任）を開催し、事業のあり方や事業の進捗状況を絶えず検討する。事業検討委員会は事業推進の要の役割を担うとともに、理事会等への提案事項を検討する場とし機能も果たすようにする。

3 社会福祉法の改正に伴い、理事会・評議員会のあり方が大きく変更になることが予定されている。前述の通り、現在国会の社会福祉法の改正法案が先送りされている事情もあり、まだ明確な指示はないが、今後このことを見据えた準備や理事会・評議員会の組織再編を行なっていく必要がある。

## VI 行政機関の動向

1 国会の社会福祉法の改正法案が先送りされる中、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法と記す）」が4月より施行される。小がいを持つ者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で「社会的障壁を取り除くために必要な便宜」を指す「合理的配慮」という考え方がポイントとなる。現在のところ民間事業者は努力義務範囲とされているものの、むつみ福祉会の今後の経営・運営はこれまで以上に「合理的配慮」を意識したものであることが求められる。これまでの実績と新たな挑戦とのバランスを保ちながら前進できる法人運営を心掛けたい。

## 【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

### <全体の方針>

作業型、日中活動型所属の仲間一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を展開する。さらに、仲間の一人ひとりの自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、それに基づいた個別的な配慮をした上で、集団的な活動態勢で、仲間一人ひとりが生きがいを感じることができるような幅広いプログラムを立て、作業や取り組みなど充実した生活支援を行なっていく。

また、将来の生活に不安を感じている仲間やグループホームでの生活を希望する仲間のニーズを捉え、平成30年～31年を目標にグループホーム設立をめざし準備を行なっていく。

### 1、作業型(3F)

働く喜びや厳しさが実感できる日中活動の場を目指すため、以下のような方針を持って作業支援を進める。

- ① 仲間に合う作業を導入し、作業や生活のペースが安定し、通うことが楽しくなるようにする。
- ② 製造・納品・販売・福祉協力店事業などで、地域社会と関わり社会参加することで働くことの意義や楽しさ、人との繋がりを感ずることができるようにする。
- ③ 作業の他にも個々のニーズに応じた取り組みや季節に応じた取り組み、行事を行なうことで日中活動の充実を図る。
- ④ 自己決定できる環境をつくり、さらに自己決定したものを実現してゆけるように支援し、その過程においては、自己実現する喜びを味わうことができるようにする。
- ⑤ 日中活動以外で仲間のADLや生活習慣を把握する目的も兼ねて、一泊二日の集団旅行を検討する。レクリエーション的効果もあるが、グループホーム等の集団生活のイメージを仲間たちがイメージ・構築できるような機会にもなるよう検討していく。

## 2、日中活動型(2F)

個々の仲間の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム（午前は活動的、午後はリラックス）を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。また、外来講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れていく。

- ① 通所時の健康チェックや排泄、摂食等の訓練を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 集団でのレクリエーションを中心に、集団生活に対応できる力を養うようにする。また、季節感を感じることができるよう工夫する中で、楽しみながら身体機能や感覚機能の維持、向上を図っていく。
- ③ 医師の診察や理学療法士のアドバイスを参考に、機能訓練やマッサージを行なうとともに、ふれ足体操も取り入れながら身体機能の維持、向上に努める。
- ④ 理学療法士や音楽療法士、ドッグセラピーなど外来講師・専門家の活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。

## 3、生活介護事業全体

### ① 地域交流

年2回の音楽会（音楽プラザ）や遊ぼう会(手遊び、紙芝居)などのイベントを企画することや子育てサロン、高齢者いきいきサロンなど、地域社会や他施設との交流を深め、人との繋がりを感じることができるようにしていく。

### ② 医療機関との連携

月に1度医師による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮していく。

### ③ ボランティアの確保

交流会などを行ない、むつみ福祉会全体の活動の意図についての理解を深められるように努め、協力体制の確立に努める。また、地域の福祉資源を活用しボランティアを集められるように努める。

## 【居宅介護支援事業所 なごみ居宅サポートセンター】

### ＜全体の方針＞

むつみ福祉会の理念の一つでもある「地域生活支援のあり方を追求する」を念頭におき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する指定障害者福祉サービス〔居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護〕を行なう。

新たなサービス利用等の相談にも積極的に応じ、名古屋市内に住んでいる障がい児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるように、安心・安全なサービスを心掛ける。

本事業所の地域での役割をしっかりと理解し、障がいの種別を問わず、安定したサービス利用へと繋がるような支援体制の構築に努める。それに伴い、即時の判断や対応が困難なケースの情報をスタッフ間で共有し、想定される困難ケースにスムーズな対応ができるよう人材育成を目指した研修体制を整える。

更なる健全な事業展開を目指し、中長期的に継続した登録ヘルパースタッフの確保が図れるよう募集方法を継続して開拓するとともに、人材教育体制の構築に向けた計画（立案）を目指す。また、安定したスタッフ数を確保することによりサービス件数を拡大できるよう努める。

外出を企画して、今年で5年目という回数を重ねてきたからこそ、具体的な目標をたて、ヘルパースタッフと利用者の小集団での外出を企画することにより、更なる余暇活動の充実へと広がるようにする。また、参加者同士の交流やヘルパー間での意見交換・技術確認の場として活用できるよう工夫を図る。

### 1、事業の方針

- ① 利用者が住み慣れた居宅において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた支援を適切且つ効果的に行なう。
- ② 常に利用者の立場に立った、利用者の意思を尊重したサービスを行なう。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、行政機関、他の居宅支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。

### 2、事業の内容

- ① 居宅介護（身体介護、家事援助）
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護

④ 同行援護

3、事業の対象者

主たる対象者は特に定めない

4、通常の事業の実施地域

名古屋市全域

5、事業の実施時間

- ① 営業日： 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日、休日祝祭日を除く）
- ② 営業時間： 午前8時45分～時～午後5時15分
- ③ サービス提供日： 通年（年末年始を除く）
- ④ サービス提供時間： 8時00分～20時00分  
※他、相談により応じることもある。



## 【移動支援事業所 なごみ移動サポートセンター】

### ＜全体の方針＞

むつみ福祉会の理念の一つでもある「地域生活支援のあり方を追求する」を念頭におき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく地域生活支援事業における移動支援サービスを行なう。

新たなサービス利用等の相談にも積極的に応じ、名古屋市内に住んでいる障がい児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるように、安心・安全なサービスを心掛ける。

本事業所の地域での役割をしっかりと理解し、障がいの種別を問わず、安定したサービス利用へと繋がるような支援体制の構築に努める。それに伴い、即時の判断や対応が困難なケースの情報をスタッフ間で共有し、想定される困難ケースにスムーズな対応ができるよう人材育成を目指した研修体制を整える。

更なる健全な事業展開を目指し、中長期的に継続した登録ヘルパースタッフの確保が図れるよう募集方法を継続して開拓するとともに、人材教育体制の構築に向けた計画（立案）を目指す。また、安定したスタッフ数を確保することによりサービス件数を拡大できるよう努める。

外出を企画して、今年で5年目という回数を重ねてきたからこそ、具体的な目標をたて、ヘルパースタッフと利用者の小集団での外出を企画することにより、更なる余暇活動の充実へと広がるようにする。また、参加者同士の交流やヘルパー間での意見交換・技術確認の場として活用できるよう工夫を図る。

### 1、事業の方針

- ① 利用者が住み慣れた居宅において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の支援を適切且つ効果的に行なう。
- ② 常に利用者の立場に立った、利用者の意思を尊重したサービスを行なう。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、行政機関、他の居宅支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。

### 2、事業の内容

地域支援事業（移動支援）

### 3、事業の対象者

主たる対象者は特に定めない

4、通常の事業の実施地域  
名古屋市全域

5、事業の実施時間

- ① 営業日： 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日休日祝祭日を除く）
  - ② 営業時間： 午前8時45分～午後5時15分
  - ③ サービス提供日： 通年（年未年始を除く）
  - ④ サービス提供時間： 8時00分～20時00分
- ※他、相談により応じることもある。

## 【障害者相談センター 一歩】

### ＜全体の方針＞

障がい者（児）が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関との連携を図りながら障害福祉の推進に取り組む。

#### 1、 基本相談支援

障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、福祉の情報提供やサービス利用の調整などを行なう。

契約件数が多いため、時間調整や事務手続きが煩雑になりがちであるが、昨年度より職員が2名体制になった。効率よく業務を遂行できるよう今後も管理者・担当者が中心となり工夫しながら進めていく。

ご契約させて戴いている利用者の方々の一つ一つのケースを今後起こりえる事を想定しながらより一層深められるよう努める。

#### 2、 計画相談支援

障がい者（児）の自立した生活を支えるとともに、適切なサービス利用や課題の解決に向けたサービス利用計画の作成とモニタリングを行なう。計画相談支援を行なう際は、福祉サービスの事業所、障害者基幹相談支援センター、保健所、区役所との連携（情報共有）に努める。

#### 利用計画見込数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	2	9	11	7	9	4	8	8	5	6	9	79

#### 3、 障害者基幹相談支援センターとの連携（補助）

障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、地域の相談事例を共有しながら障害福祉の推進に努める。また、障害者地域生活支援センター等が実施する研修や自立支援連絡協議会等に積極的に参加し、相談支援技術の向上に努める。

## 【中区障害者基幹相談支援センター】

### ＜全体の方針＞

名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組みます。具体的には以下のような運営・活動を行ないます。

### 1、事業提携（スーパーバイズ契約）

#### ① 提携病院

鶴舞メンタルクリニック（精神科・神経科）

#### ② 提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士（ワーカー）より精神障害についての専門的な助言、指導

ア 精神障害についての専門的な指導、助言

イ 精神障害についての研修の企画、運営補助

ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助

エ 自立支援協議会への協力、助言

### 2、事業内容

#### ① 総合相談

障害者（児）及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

ア 福祉サービスの利用支援

イ 社会資源を活用するための支援

ウ 社会生活力を高めるための支援

エ ピアカウンセリング

オ 専門機関紹介 等

#### ② 処遇困難な障害者（児）への相談支援

ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなど相談支援

③ 計画相談支援

【契約者数】

身体	知的	精神	難病	児童	合計
10名	4名	4名	0名	0名	18名

④ 地域環境作り（別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図参照）

ア 区自立支援協議会の運営

イ 区内の相談支援事業者（指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者）をはじめとする関係機関とのネットワークの構築

⑤ 人材育成

ア 区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言

イ 区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

⑥ 地域移行・地域定着支援

ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡

イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発

ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発

エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

⑦ 権利擁護

ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言（障害者虐待相談センターや行政機関等との連携を図る）

イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み（障害者・高齢者権利擁護センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る）

⑧ 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

⑨ 障害支援区分認定調査（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体的	3	6	2	7	2	10	4	14	8	6	9	4	75
精神的 難病	0	1	2	4	1	1	0	1	2	1	1	2	16
合計	3	7	4	11	3	11	4	15	10	7	10	6	91

⑩ 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

⑪ 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体	1	1	0	1	1	1	1	3	2	0	1	2	14
知的	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
精神	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3
合計	1	2	0	2	1	1	2	3	3	2	1	2	20

※平成28年4月より「難病」についても障害者自立支援配食サービス対象者として拡大する予定です

⑫ 障害者サロン

ア よりみちサロンの運営（月1回第4土曜日）

イ ふれんずの運営（よりみちサロンとAIAIカフェの共同団体）

3、運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者（児）とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者（児）とその家族への支援も行ないます。

#### 4、精神障害者地域活動支援事業立ち上げの検討、準備

平成 29 年度の開所を目標に、在宅の精神障害者に対して創作活動または生産活動の機会の提供を行い、併せて医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う「精神障害者地域活動支援事業」の立ち上げの検討を行ないます。

職員は 3 名以上の職員を配置（うち 2 名以上を精神保健福祉士、そのうち 1 名以上の含む常勤専任とする）で、規模は概ね 20 人以上の利用定員を担保することが求められています。名古屋市との協議を重ね、基準に該当するサービスを提供できる事業を目指します。

# 平成28年度 中区障害者自立支援連絡協議会開催予定

## <専門部会>

相談支援部会(計12回)<相談支援の強化>											
4月4日	5月9日	6月6日	7月5日	8月1日	9月5日	10月3日	11月8日	12月5日	1月10日	2月6日	3月6日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内社会資源の確認</li> <li>・各相談機関状況確認と個別ケース検討</li> <li>・通所施設、ヘルパー事業所の空き状況確認</li> <li>・各種勉強会</li> </ul>											

福祉ふれあいサポーター部会(計10回)<障害の理解に対する啓発>									
5月	7月	8月	10月(2回)	11月	12月	1月	2月	3月	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回中区安心・安全・快適なまちづくり大会</li> <li>・講演会</li> <li>・施設見学会</li> </ul>									

広報部会(計6回)<福祉サービスの広報>					
5月	6月	7月	9月	12月	3月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度ガイドブック更新活動</li> <li>・バリアフリーマップ検討</li> </ul>					

ネットワーク部会(6回)<ネットワークの強化>					
5月	7月	9月	11月	1月	3月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所見学会+交流会</li> <li>・各種テーマ別交流会(就労、訪問介護、児童など)</li> </ul>					

全体会(計2回)	
5月	11月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動報告</li> <li>・各種情報提供</li> <li>・各種研修会</li> </ul>	

運営会議(計6回)					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内社会資源確認</li> <li>・各部会状況確認</li> <li>・課題の整理</li> <li>・自立支援連絡協議会の協議・検討</li> </ul>					



## 【障害児入所施設 名古屋市重症心身障害児者施設】

## 【療養介護事業 名古屋市重症心身障害児者施設】

## 【短期入所 名古屋市重症心身障害児者施設】

### <全体の方針>

開設2年目となり、90床全稼動にむけて体制を整えることが求められる。このため、これまでの2病棟2フロア60床の体制を2病棟3フロア90床の体制に移行する。

それに伴い、各フロアを医療依存度の高さによって特徴付ける。限られた人的配置の中で、医療度の高い人たちを受け入れていくために必要なことである。年度末までには長期入所者80名を迎えつつ、短期入所10床の稼動を目指す。

このため、看護師50名、生活支援員40名を目指して求人を行ってきたが、若干未達成の状態です。4月をスタートすることになる。早期に目標を達成させるとともに3年目を目指した求人を行う。このほか、常勤医師を1名お迎えでき、言語聴覚士を加えるなど徐々に陣容を整えている。

医療依存度の高い人たちへの支援においては安全の確保が最優先課題とならざるを得ない、しかし、そうして得られた安全や安心の上に、利用者一人ひとりの充実した暮らしが築かれてこそ、医療・福祉両機能を持つ重症心身障害児者施設としての役割がある。

多職種によるカンファレンスを定期的実施することで利用者の共通理解を深め、連携を強化して、それぞれの職種の機能をいかし、その結果が利用者の暮らしの充実につなげる。

ウェルネスガーデンなどの周辺への散歩、季節の行事、地域に開かれたイベントの開催などを企画実施するとともに、日常の生活支援を、利用者にとって心地よく、楽しい時間となるような工夫をする。

名古屋市における重症児者支援の中核を目指すということ、在宅支援、地域移行支援の充実を図るため名古屋市と協力して実態調査や連携の構築を目指した活動を行う。

### I 人材の確保

看護師を筆頭に職員の確保が大きな課題である。当面の必要は満たすことができているが、28年度も看護師、生活支援員とも10名以上の新規採用を目標にして求人活動を行っていく。

各種の媒体を使った情報提供や学校訪問などによって当面の応募者を掘り起こすとともに、実習やボランティアの受け入れなどを通して、看護、リハビリ、介護等の大学・養成機関との連携を強めることで、将来にわたる人材確保ルートを開発していく。

## Ⅱ 暮らしの充実

個別支援計画、活動、行事についてそれぞれのフロアに担当を配置する。施設全体での行事が春と冬の2回を予定している。春は、ウェルネスガーデンを会場に地域の人たちとの交流の場とし、冬はクリスマス会の実施を検討する。

各フロアでの季節の行事は今後も生活の節目にするが、一人ひとりに合わせた日課のあり方を見直していく。

個別支援計画の作成と見直しの時期に合わせて、療育部だけではなく、リハビリや栄養価など関連する部門の職員も交えたカンファレンスを実施する。又必要に応じて、施設外の事業所や学校職員との協議の場を作る。

## Ⅲ 障害児入所施設(医療型障害児入所)

未就学児2名、学齢児4名でスタートする。未就学児2名は、北部療育センターの療育グループへの参加、学齢児1名は特別支援学校への通学の支援を行う。他の3名は訪問教育でスタートするが、本人の状態によっては通学への移行を視野に入れて学校、保護者との調整を行う。

成長期にある子供たちの発達を促し、地域社会での経験をゆたかにすることなどを通して、家族との生活に戻ることの可能性を広げることを目指す。

## Ⅳ 療養介護

長年にわたって愛情深く介護をされてきたご家族の意向を尊重し、入所後も引き続きご家族としての役割を可能な範囲で担っていただき協力してご本人の生活を支えていく。

年齢の高い人も多く、加齢などによる心身の変化、障害の進行の可能性も考慮し、日常のケア、観察等の力量を高めていく。

日常の小さな積み重ねを通して、それぞれの人がある人なりのペースで、日々を送ることができるよう丁寧な支援に努力する。その結果として、入所後に、健康状態が安定し、医療的ケアが不要になる場合もあり、ご家族との穏やかな時間の拡大や、よりその人らしい生活の場への移行などをめざす。

## Ⅴ 短期入所

年度の後半には10床が稼働できるよう努力する。まずは安全にお預かりする

ことが最大の課題であるが、定期的に利用していただくことで、安心して過ごせる場となるような工夫にも取り組みたい。希望者には、短期入所利用中に機能訓練を実施することも検討する。

## VI 重症心身障害児者支援センターを目指した取り組み

地域包括ケアのように各種の支援のネットワークによって、地域で暮らし続けることを支援する仕組みを重症心身障害児者にも作ろうという動きが行政にあり、名古屋市においてはその中核を担うことが期待されている。

むつみ福祉会の在宅支援部門を始め、市内にある各事業者との連携を強め、名古屋市立として唯一の重症心身障害児者施設として、在宅の重症心身障害児者の支援にも力を注いでいくことが求められている。そのため、今年度は具体的に以下のことに取り組む。

市が行う実態調査に協力し、あわせて当施設がかかわる個別事例に対してモデル的調査を実施する。困難事例を共有する事業所等との勉強会を開催するなど、関連事業所とのネットワークの足がかりを作る。介護職員の痰吸引等の実習受け入れを行うことで、地域の人材育成に協力する。

### \*参考\* 重症心身障害児者支援センター

コーディネート機能、人材育成、情報提供、家族支援、地域住民に対する理解の促進等の働きをする重症心身障害児者支援センター(仮称)を、県または政令指定都市に設置し、地域での医療・福祉・教育の連携による重症心身障害児者支援をバックアップするというもの。

厚生労働省は28年度予算に重症心身障害児者支援体制モデル事業として予算化した。